

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年 8 月 8 日
【会社名】	株式会社ケイブ
【英訳名】	CAVE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高野健一
【本店の所在の場所】	東京都新宿区内藤町87番地
【電話番号】	03（5366）3310（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 山家英雄
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区内藤町87番地
【電話番号】	03（5366）3310（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 山家英雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 176,529,190円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,178株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、当社は、単元株式制度は採用していません。

(注) 1 本普通株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、平成23年8月8日(月)開催の取締役会決議によります。

- 2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,178株	176,529,190	88,265,184
一般募集			
計(総発行株式)	1,178株	176,529,190	88,265,184

(注) 1 第三者割当の方法によります。

- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
149,855	74,928	1株	平成23年8月24日(水)		平成23年8月24日(水)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、  
3 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。  
4 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、新株式発行は行われないうこととなります。

##### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ケイブ 経営管理部	東京都新宿区内藤町87番地

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三井住友銀行 高田馬場支店	東京都新宿区高田馬場1丁目27-7

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
176,529,190	7,450,000	169,079,190

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、以下のとおりであります。

登記関連費用	700,000円
取引所上場手数料・印刷費用等	1,150,000円
弁護士費用その他の諸費用	5,600,000円

## (2) 【手取金の使途】

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
GREE Platform向けを中心としたソーシャルゲーム開発費用	約149百万円	平成23年9月～
ソーシャルゲームの広告・販売促進費	約10百万円	平成23年10月～平成25年5月
ソーシャルゲームの運営のためのサーバ費などの費用	約10百万円	平成23年10月～平成25年5月
合計	約169百万円	

本第三者割当増資により調達する資金は、本第三者割当増資及びグリー株式会社（以下「グリー」といいます。）との業務提携（以下「本業務提携」といい、本第三者割当増資と合わせて「本資本業務提携」といいます。）開始後、本資本業務提携に基づくGREE Platform向けのアプリを中心としたソーシャルゲームの開発費用、ソーシャルゲームの広告・販売促進費用、ソーシャルゲームの運営のためのサーバ費などの費用等として使用する予定です。

なお、調達資金を実際に支出するまでの期間は、これを当社の銀行口座にて適切に管理いたします。

## 第 2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第 3 【第三者割当の場合の特記事項】

### 1 【割当予定先の状況】

#### a. 割当予定先の概要

名称	グリーン株式会社
本店の所在地	東京都港区六本木六丁目10番1号
届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	<p>（有価証券報告書） 事業年度第6期 （自平成21年7月1日至平成22年6月30日） 平成22年9月29日 関東財務局長に提出</p> <p>（四半期報告書） 事業年度第7期第1四半期 （自平成22年7月1日至平成22年9月30日） 平成22年11月12日 関東財務局長に提出</p> <p>（四半期報告書） 事業年度第7期第2四半期 （自平成22年10月1日至平成22年12月31日） 平成23年2月14日 関東財務局長に提出</p> <p>（四半期報告書） 事業年度第7期第3四半期 （自平成23年1月1日至平成23年3月31日） 平成23年5月13日 関東財務局長に提出</p>

#### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		当社は、グリーンが運営するSNSである「GREE」に、当社が開発したコンテンツを提供しております。

（注）提出者と割当予定先との間の関係は、平成23年8月8日現在におけるものであります。

#### c. 割当予定先の選定理由

当社は、現在主力事業として位置付けるソーシャルメディア・アプリ事業について、今後も注力事業として位置付け、事業推進に取り組んでおります。一方、市場環境を展望しますと、ソーシャルアプリを提供するプラットフォームの主戦場が、従来型の携帯電話（いわゆるフィーチャーフォン）から、急速に普及しつつあるスマートフォンへ移行することが見込まれており、当社がスマートフォン市場でも引き続き競争優位性を保つためには、これまで以上の当該市場への積極的な先行投資と、プラットフォーム運営会社とのより緊密な協力関係の構築が必要と考えております。

そのような中、当社は、以下の内容の本業務提携及び本第三者割当増資を行うことにより、国内最大級のソーシャルアプリのプラットフォームである「GREE」を展開するグリーンと緊密な協力関係を構築することができるとともに、グリーンによるプロモーション・インフラ支援や双

方の強みを生かしたヒットアプリの創出等のメリットが期待できることなどから、グリーを割当予定先として選定いたしました。

（本業務提携の内容）

本業務提携に基づき、当社とグリーは、グリーのプラットフォーム上において当社が提供するソーシャルアプリに関する様々な協業を実施し、双方の強みを生かしたヒットアプリの創出を目指してまいります。

協業による開発の対象としては、フィーチャーフォン、スマートフォンとも対象といたしますが、特に、両社の今後の注力事業であるスマートフォン向けのアプリの開発を積極的に行ってまいります。

たとえば、当社がすでに有するスマートフォン向けアプリ、コンシューマーゲームをグリーのプラットフォーム上に展開するほか、新規タイトルについても協業での開発を行ってまいります。グリーは、開発・企画・運用において支援を行い、一方、当社は、これまで培ったゲーム開発・運用ノウハウを提供することで、協業によるアプリ開発を行います。

また、今回の協業は国内外のソーシャルゲーム事業が対象となり、今年度内に9タイトルの協業アプリをリリースする予定です。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式数 1,178株

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるグリーから、本第三者割当増資により発行される当社株式の保有方針について、本資本業務提携の一環として引き受けるものであり、本資本業務提携によるシナジーを実現するためには長期的な提携関係を維持することが必要であることから、長期的に保有する意向である旨の説明を受けております。

また、グリーは、当社との間で、本業務提携に関する契約の有効期間中は、当社の事前の書面による承諾なく、当該引受により取得した株式について、第三者に対する譲渡、移転、承継、担保設定その他の処分を行ってはならない旨、但し、当該譲渡によるグリーの持株比率の変動が本業務提携に影響を及ぼさないと合理的に考えられる場合には、別途当事者間で協議の上、グリーは保有する当社の株式を、その一部に限り譲渡することができる旨を合意しています。

さらに、当社は、割当予定先が払込期日より2年以内に新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を受領する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるグリーより、直近の財務状況に照らし、本第三者割当増資の払込みは十分に可能である旨の確約をいただいております。また、必要となる資金の確保についても支障がない旨の報告を受けております。また、当社は、割当予定先が直近で関東財務局長に提出した第7期第3四半期報告書に記載の財務内容（総資産額、純資産額、現預金等）を確認した結果、本第三者割当増資による新株式発行の払込みについては確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、グリーが、株式会社東京証券取引所市場第一部の上場会社であって、会社の履歴、役員、主要株主等について広く公表している企業であり、同社が業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する基本方針として、反社会的勢力と一切関係を持たず、不当な要求や取引に応じたりすることないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとることを宣言していることを、平成22年9月28日に開示されたコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて確認しており、同社は暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）に該当せず、かつ、同社は特定団体等とは一切関係がないものと判断しております。

また、グリーの子会社及び関連会社も同様に、特定団体等に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a. 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性についての考え方

払込金額は、大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ」といいます。）における、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の前営業

日までの1ヶ月間の終値の単純平均値1株149,855円（小数点以下四捨五入）といたしました。  
当該払込金額149,855円は、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の前営業日である平成23年8月5日のJASDAQにおける当社株式の終値142,000円に対して5.53%（小数点第三位四捨五入）のプレミアム、取締役会決議日の前営業日までの3ヶ月間の終値の単純平均値170,009円（小数点以下四捨五入）に対して11.85%（小数点第三位四捨五入）のディスカウント、同6ヶ月間の終値の単純平均値210,221円（小数点以下四捨五入）に対して28.72%（小数点第三位四捨五入）のディスカウントとなっております。

1ヶ月間の終値の平均値を基準といたしましたのは、特定の一時点を基準とするより、一定期間の平均値という平準化された値を採用するほうが、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除でき、算定根拠として合理的であると判断したためです。

本第三者割当増資に係る払込金額は、日本証券業協会が定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」における乖離率に準拠しており、会社法第199条第3項に規定される「特に有利な金額」には該当せず、合理的なものと判断しております。

また、3ヵ月間の終値の平均価格や6ヵ月間の終値の平均価格との比較については、平成23年3月11日に発生した震災の影響が無い時期を加味した平均株価であり、現在の当社株式の適正価格の算出に合理性があるものと判断しております。なお、本第三者割当増資に関する取締役会に出席した監査役全員においても、払込金額が日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」における乖離率に準拠していることから、グリーンに特に有利でない旨の意見を述べております。

b. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行する株式数は1,178株（議決権数1,178個）を予定しており、平成23年8月8日現在の当社の発行済株式総数21,027株（議決権数20,557個）に対して、総議決権数の5.73%の割合で希薄化が生じることとなります。

しかしながら、割当予定先であるグリーンとより緊密な協力関係を構築し、顧客に魅力的なアプリを開発・提供することで当社の競争力をより高め、業績拡大を目指すことが、今後の当社の企業価値の増大に寄与し、最終的に既存株主の利益向上に繋がるものと判断しております。

以上の理由により、当社は、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
高野 健一	東京都千代田区	4,761	23.16	4,761	21.90
日本トラスティ・サー ビス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海 1丁目8-11	1,810	8.80	1,810	8.33
グリー株式会社	東京都港区六本木 六丁目10番1号	-	-	1,178	5.42
ノーザントラストカン パニー(エイブイエフ シー)サブアカウント ブリテイツシユクライ アント	東京都中央区日本 橋3丁目11-1	688	3.35	688	3.17
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央 区北浜2丁目4-6	368	1.79	368	1.69
ドイチェバンクアー ゲーロンドンピービー ノトリティークライ アーツ613	東京都港区六本木 六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タ ワー	353	1.72	353	1.62
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信 託口)	東京都港区浜松町2 丁目11番3号	349	1.70	349	1.61
日野 洋一	東京都目黒区	306	1.49	306	1.41
ゴールドマンサックス インターナショナル	東京都港区六本木 六丁目10番1号 六 本木ヒルズ森タワ-	296	1.44	296	1.36
楽天証券株式会社	東京都品川区東品 川4丁目12番3号	276	1.34	276	1.27
計	-	9,207	44.79	10,385	47.78

- (注) 1. 割当前の所有株式数及び割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年5月31日現在の株主名簿及び平成23年8月8日までに当社が確認した事項に基づき記載しております。
2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第三位を四捨五入しております。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当増資後の総議決権数21,735個に対する割合です。
4. 株式会社ケイブとして470株の自社株を有しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。



## 第三部 【追完情報】

### 1 事業等のリスク

「第四部 組込情報」に記載の最近事業年度に係る有価証券報告書（第16期）又は最近事業年度の翌事業年度に係る四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成23年8月8日）までの間において変更がありました。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更箇所は下線で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成23年8月8日）現在においてもその判断に変更なく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### （1）技術・サービスの陳腐化について

当社が行うソーシャルメディア・アプリ事業及びインフォメーションプロバイダー事業のプラットフォームである携帯電話は、技術の進歩が著しい分野であり、これにより提供されるコンテンツの形態も変化してまいります。また、オンライン事業におきましても、ハードウェアやブラウザの進化により、市場に受け入れられるコンテンツの形態が今後変化してくる可能性があります。このような技術の進歩に起因するビジネス環境の変化に当社が適切に対応できない場合、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

#### （2）システムダウンについて

当社が行うソーシャルメディア・アプリ事業、インフォメーションプロバイダー事業及びオンライン事業においては、PC、携帯電話などによるインターネット接続に依存しており、自然災害、事故等によりネットワークに支障がでた場合、サービスの停止を招きます。また、アクセス数の急激な増加によるサーバー負荷の増加等一時的な要因により当社又は移動体通信事業者（以下「キャリア」という）のサーバーに支障が発生したり、当社のハードウェア又はソフトウェアの欠陥により情報発信に不都合が生じたり、システムが停止する可能性があります。更に、外部からの不正な手段によるコンピュータへの侵入等の犯罪、ウィルス等の感染、当社担当者の過誤等により当社や取引先のシステムに支障が生じる可能性があります。当社において合理的と考える対策を講じておりますが、こうした障害が発生した場合、当社に直接弊害が生じるほか当社システムへの信頼低下を招く可能性があります。当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### （3）回収不能な情報料の取扱いについて

当社が行うインフォメーションプロバイダー事業におきましては、平成11年2月17日に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「NTTドコモ」という）との間で締結した「iモードサービスに関する料金代行回収契約書」によれば、NTTドコモは、同社の責に帰すべき事由によらずに情報料を回収できない場合は、当社へ情報料の回収が不能であると通知し、その時点をもって同社の当社に対する情報料回収代行義務は免責されることとなっております。このようにしてNTTドコモの回収代行が終了した場合、当社は、NTTドコモから料金未払者に関する情報の開示を受け、未払者に情報料を直接請求し、直接支払を受けることができますが、当社が未払者から直接料金回収を行うことは、人員、費用等の諸負担に鑑みれば事実上不可能であります。KDDI株式会社についても平成13年9月1日に同様の契約を締結しており、同様の事態が発生する可能性があります。今後、このような未払者数及び未払額等が増加した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### （4）個人情報の管理について

当社が保管する個人情報については、厳重に社内管理をしており、かつ全役職員へ情報管理の周知徹底を図っているため、当社においてこれまでに判明した個人情報の流出はございません。個人情報が蓄積されているデータベースサーバーは、ID、パスワード等を厳重に管理することにより、同サーバーへアクセス出来る人数を絞りこんでおります。上記のとおり対策は打っているものの、外部からの不正アクセス等により、個人情報が外部に流出する可能性は存在します。個人情報が流出した場合、当社への損害賠償請求、社会的信用の喪失等により、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

#### （5）法的規制等について

現在、当社が営む事業については、事業活動を直接に規制するような法的規制はありません。しかしながら、将来的にインターネット及びデジタルコンテンツ関連事業者を対象にした法的規制が整備された場合、当社の事業活動に影響を与える可能性があります。また、音楽著作権の管理につきましても、社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）への申請・許諾を受けてコンテンツ提供を行ってお

りますが、今後、許諾条件の変更や音楽著作権管理以外の新たな権利許諾が必要となる場合、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(6) 競合について

ソーシャルメディア・アプリ事業、インフォメーションプロバイダー事業及びオンライン事業の市場は、当社と類似のサービスを提供する事業者が多数存在し、また大きな参入障壁もなく新規の参入も相次いでおります。また、当社の事業は特許等により保護されているものではありません。当社ソーシャルメディア・アプリ事業では、主要なソーシャルゲームのプラットフォームである「Mobage(モバゲー)」や「GREE」がオープンプラットフォーム化された当初から事業を展開し、インフォメーションプロバイダー事業では、NTTドコモが行うiモードのサービス開始と同時に、事業を展開しており、経験とノウハウを蓄積してまいりました。オンライン事業におきましては、インフォメーションプロバイダー事業での集客ノウハウを活かし、オンラインコミュニティの構築を図ってまいりました。当社ではこれらの強みを生かして今後も事業の強化を図ってまいりますが、競合の状況如何によっては、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) 特定の事業者への依存度が高いことについて

当社が行うインフォメーションプロバイダー事業においては、NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社を通じて複数のコンテンツを提供しております。今後とも各キャリアに対してコンテンツの提供を行ってまいりますが、NTTドコモへの依存度が高いのが現状です。従いまして、各キャリア、特にNTTドコモのインターネット接続サービスに関する事業方針の変更等があった場合、または何らかの理由により各キャリアとの契約が終了した場合、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(8) 経営上の重要な契約について

現在の当社事業における経営上の重要な契約は、コンテンツ提供に関するキャリア各社との契約、コンテンツ情報提供に関し著作物等の許諾及び協力に関する業務協力会社の契約等があります。当社は、これらの契約について継続を予定しております。しかしながら、各相手先が、事業戦略の変更等から、これらの契約の継続を全部もしくは一部拒絶した場合、または契約内容の変更等を求めてきた場合、解除その他の理由で本契約を終了させた場合には、当社の経営成績及び今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。当社では、各キャリアとの間でコンテンツ提供に関する契約を締結しており、契約遵守のための対策を講じておりますが、想定外の理由により当社コンテンツについて苦情が多発した場合、関係諸法令もしくは公序良俗に反した場合、第三者の権利を侵害した場合等において相手先よりコンテンツ提供契約の解除がなされる可能性があります。なお、各キャリアとの契約においては、各キャリアが一定期間の事前通知により契約を解除することができる旨の規定が含まれている場合があります。当社のコンテンツ事業は著作権、著作隣接権等の使用許可を得ているものがあります。著作権元が独自に同様の展開を行った場合、あるいは優良著作権を獲得できなかった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、著作権元との契約において、最低保証料の支払いが義務付けられる場合もあります。

(9) 労務の状況について

当社は、今後の業容拡大に伴い適切な人材の充実が必要であると考えており、中途採用による即戦力となる人材の確保に努めております。また、社員に対するストックオプション制度の導入を行うこと等により、従業員の定着を図っております。しかしながら、今後当社が必要とする人材が適時確保できない場合は、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、中核となる社員が退職した場合においても、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(10) 新しいハードウェアの普及について

今後、日本国内でもスマートフォンの普及が本格的に進むと見られており、スマートフォン上で流通するコンテンツは全世界が対象顧客となることから、その市場規模は大幅に拡大する可能性があります。一方で、日本において、既存の携帯電話から、スマートフォンへの乗り換えにより、課金の仕組やユーザーのモバイルコンテンツの利用動向に変化が生じる可能性があります。当社もスマートフォン向けのコンテンツを積極的に投入し新たな収益機会の獲得に努める方針ですが、想定通りに顧客獲得が進まない場合や課金が思うように進まない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の最近事業年度に係る有価証券報告書(第16期)の提出日(平成22年8月27日)以降、本有価証券届出書提出日(平成23年8月8日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(平成22年8月27日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成22年8月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成22年8月26日

### (2) 決議事項の内容

議案 取締役1名選任の件

取締役として、渡邊幹雄を選任する。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
議案 取締役1名選任の件 渡邊幹雄	11,561	77	0	(注)	可決 97.15

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

### (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決される為の要件を満たし、会社法に則って決議が成立した為、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認のできていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(平成22年9月15日提出の臨時報告書 )

平成22年10月1日提出の訂正臨時報告書 の内容を含んで記載しております。

### 1 提出理由

平成18年8月25日開催の第12回定時株主総会決議に基づき、平成22年9月15日開催の当社取締役会において平成22年10月1日(以下「発行日」という。)に新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 銘柄

株式会社ケイブ 第12回新株予約権証券

### (2) 発行数

60個

### (3) 発行価格

新株予約権と引換えの金銭の払込みを要しない

### (4) 発行価額の総額

12,480,000円

### (5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、合併、会社分割その他株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり208,000円(1株当たり208,000円)

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年10月1日から平成29年9月30日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができる。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要する。

ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任及び定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (10) 新株予約権の譲渡に関する事項  
本新株予約権を譲渡により取得する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (11) 勧誘の相手方の人数及びその内訳  
当社取締役1名
- (12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係  
該当事項はありません。
- (13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容  
対象者との取決めは、対象者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約において行うものとする。
- (14) 新株予約権の割当日  
平成22年10月1日
- (15) 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めないものとする。
- (16) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収合併、新設合併、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（5）に準じて決定するものとする。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間  
上記（7）に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（7）に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（9）に準じて決定するものとする。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めないものとする。
- その他新株予約権の行使の条件  
上記（8）に準じて決定するものとする。
- (17) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端株の取り決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数の1株に満たない端株がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (18) 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(平成22年9月15日提出の臨時報告書)

平成22年10月1日提出の訂正臨時報告書の内容を含んで記載しております。

1 提出理由

平成22年9月15日開催の当社取締役会において、平成22年10月1日(以下「発行日」という。)に当社従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 銘柄

株式会社ケイブ 第13回新株予約権証券

(2) 発行数

145個

(3) 発行価格

新株予約権と引換えの金銭の払込みを要しない

(4) 発行価額の総額

30,160,000円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、合併、会社分割その他株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり208,000円(1株当たり208,000円)

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年10月1日から平成29年9月30日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができる。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要する。

ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任及び定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡により取得する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社従業員 6名

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

対象者との取決めは、対象者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約において行うものとする。

(14) 新株予約権の割当日

平成22年10月1日

(15) 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めないものとする。

(16) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収合併、新設合併、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(5)に準じて決定するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記(7)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(7)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(9)に準じて決定するものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めないものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記(8)に準じて決定するものとする。

(17) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端株の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端株がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(18) 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(平成23年1月14日提出の臨時報告書)

平成23年2月1日提出の訂正臨時報告書の内容を含んで記載しております。

1 提出理由

平成18年8月25日開催の第12回定時株主総会決議に基づき、平成23年1月14日開催の当社取締役会において平成23年2月1日(以下「発行日」という。)に新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 銘柄

株式会社ケイブ 第14回新株予約権証券

(2) 発行数

100個

(3) 発行価格

新株予約権と引換えの金銭の払込みを要しない

(4) 発行価額の総額

25,790,000円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。



調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、合併、会社分割その他株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり257,900円(1株当たり257,900円)

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

平成26年2月1日から平成30年1月31日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができる。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要する。

ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任及び定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡により取得する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役1名

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

対象者との取決めは、対象者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約において行うものとする。

(14) 新株予約権の割当日

平成23年2月1日

(15) 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めないものとする。

(16) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収合併、新設合併、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（5）に準じて決定するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記（7）に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（7）に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（9）に準じて決定するものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めないものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記（8）に準じて決定するものとする。

(17) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端株の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端株がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(18) 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(平成23年1月14日提出の臨時報告書)

平成23年2月1日提出の訂正臨時報告書の内容を含んで記載しております。

1 提出理由

平成23年1月14日開催の当社取締役会において、平成23年2月1日(以下「発行日」という。)に当社従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 銘柄

株式会社ケイブ 第15回新株予約権証券

### (2) 発行数

210個

### (3) 発行価格

新株予約権と引換えの金銭の払込みを要しない

### (4) 発行価額の総額

54,159,000円

### (5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、合併、会社分割その他株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

### (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり257,900円(1株当たり257,900円)

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (7) 新株予約権を行使することができる期間  
平成26年2月1日から平成30年1月31日まで
- (8) 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができる。  
新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要する。  
ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任及び定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとする。  
新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) 新株予約権の譲渡に関する事項  
本新株予約権を譲渡により取得する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (11) 勧誘の相手方の人数及びその内訳  
当社従業員 2名
- (12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係  
該当事項はありません。
- (13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容  
対象者との取決めは、対象者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約において行うものとする。
- (14) 新株予約権の割当日  
平成23年2月1日
- (15) 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めないものとする。
- (16) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収合併、新設合併、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。  
交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（5）に準じて決定するものとする。  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。  
新株予約権を行使することができる期間  
上記（7）に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日の

うちいずれか遅い日から、上記（ 7 ）に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（ 9 ）に準じて決定するものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めないものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記（ 8 ）に準じて決定するものとする。

（17）新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端株の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端株がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（18）新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

### 3 最近の業績の概要

第17期会計年度（平成22年 6 月 1 日から平成23年 5 月31日まで）の業績の概要

平成23年 7 月14日開催の取締役会において承認された第17期会計年度（平成22年 6 月 1 日から平成23年 5 月 31日まで）に係る財務諸表は以下のとおりであります。

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成21年 6 月 1 日から平成22年 5 月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年 6 月 1 日から平成23年 5 月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

但し、金融商品取引法第193条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

なお、財務諸表は千円未満を切り捨てて表示しております。

[次へ](#)

## 4．財務諸表

## (1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年5月31日)	当事業年度 (平成23年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	794,511	1,234,592
受取手形及び売掛金	561,065	400,459
商品及び製品	29,315	34,320
仕掛品	-	21,696
原材料及び貯蔵品	668	1,221
前渡金	520	1,050
前払費用	24,089	19,167
未収入金	233,920	268,545
その他	5,502	886
貸倒引当金	56,010	55,560
流動資産合計	1,593,582	1,926,380
固定資産		
有形固定資産		
建物	55,273	55,273
減価償却累計額	23,690	28,423
建物（純額）	31,583	26,849
工具、器具及び備品	202,750	195,916
減価償却累計額	155,259	169,109
工具、器具及び備品（純額）	47,491	26,807
有形固定資産合計	79,075	53,657
無形固定資産		
商標権	4,042	3,576
ソフトウェア	53,028	71,532
ソフトウェア仮勘定	45,669	22,746
その他	630	630
無形固定資産合計	103,371	98,485
投資その他の資産		
投資有価証券	676	20,169
関係会社株式	22,804	7,804
出資金	836	836
敷金	81,546	67,936
差入保証金	140	1,930
投資その他の資産合計	106,003	98,676
固定資産合計	288,449	250,819
資産合計	1,882,032	2,177,199

	前事業年度 (平成22年5月31日)	当事業年度 (平成23年5月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,552	8,154
1年内返済予定の長期借入金	403,000	290,964
未払金	177,758	85,499
未払費用	129,564	106,926
未払法人税等	2,189	6,199
未払消費税等	-	31,297
前受金	40,254	49,906
預り金	5,635	7,628
未払配当金	2,456	2,060
流動負債合計	674,411	588,638
固定負債		
長期借入金	221,900	165,154
繰延税金負債	89	-
固定負債合計	221,989	165,154
負債合計	896,401	753,792
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	785,527	785,527
資本剰余金		
資本準備金	729,167	729,167
資本剰余金	729,167	729,167
利益剰余金		
利益準備金	870	870
その他利益剰余金		
別途積立金	10,000	10,000
繰越利益剰余金	498,108	63,587
利益剰余金	487,238	52,717
自己株式	46,876	46,876
株主資本合計	980,578	1,415,099
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	110	299
評価・換算差額等合計	110	299
新株予約権	4,942	8,607
純資産合計	985,631	1,423,407
負債純資産合計	1,882,032	2,177,199

[次へ](#)

## (2) 損益計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
売上高		
オンライン事業売上高	1,009,835	911,308
インフォメーションプロバイダー事業売上高	801,569	542,252
ゲーム開発事業売上高	561,024	435,760
ソーシャルメディア・アプリ事業売上高	-	1,166,974
コマース事業売上高	164,585	-
売上高	2,537,015	3,056,296
売上原価		
オンライン事業売上原価	641,413	540,884
インフォメーションプロバイダー事業売上原価	458,791	222,857
ゲーム開発事業売上原価	257,917	185,199
ソーシャルメディア・アプリ事業売上原価	-	221,050
コマース事業売上原価	49,952	-
売上原価	1,408,074	1,169,991
売上総利益	1,128,940	1,886,305
販売費及び一般管理費		
回収費	207,430	594,842
貸倒引当金繰入額	44,729	2,346
貸倒損失	12,310	10,373
広告宣伝費及び販売促進費	137,992	123,194
役員報酬	93,150	99,610
給料及び手当	138,416	111,305
研究開発費	180,695	151,730
地代家賃	29,094	24,527
運賃	15,480	1,423
支払手数料	51,157	39,970
その他	276,855	205,445
販売費及び一般管理費合計	1,087,314	1,364,770
営業利益	41,626	521,534
営業外収益		
受取利息	109	176
法人税等還付加算金	136	-
業務受託手数料	1,720	1,720
出資金運用益	1,022	152
サイト譲渡収入	4,750	-
受取手数料	-	1,521
その他	1,987	248
営業外収益合計	8,725	2,818



	前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
営業外費用		
支払利息	12,233	12,731
為替差損	903	-
その他	475	16
営業外費用合計	13,612	12,747
経常利益	36,739	511,605
特別利益		
新株予約権戻入益	144	180
関係会社株式売却益	-	1,500
ポイント引当金戻入額	823	-
特別利益合計	967	1,680
特別損失		
固定資産除却損	2 214	2 8,545
事業整理損	4 192,253	4 9,215
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	11,050
減損損失	3 485,963	3 47,253
関係会社株式評価損	7,195	-
特別損失合計	685,627	76,064
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	647,921	437,220
法人税、住民税及び事業税	4,565	2,700
法人税等調整額	114,294	-
法人税等合計	118,859	2,700
当期純利益又は当期純損失( )	766,780	434,520

[前へ](#) [次へ](#)

## (3) 株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	785,527	785,527
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	785,527	785,527
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	729,167	729,167
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	729,167	729,167
資本剰余金合計		
前期末残高	729,167	729,167
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	729,167	729,167
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	870	870
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	870	870
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	10,000	10,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	10,000	10,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	350,900	498,108
当期変動額		
剰余金の配当	82,228	-
当期純利益又は当期純損失( )	766,780	434,520
当期変動額合計	849,008	434,520
当期末残高	498,108	63,587
利益剰余金合計		
前期末残高	361,770	487,238
当期変動額		
剰余金の配当	82,228	-
当期純利益又は当期純損失( )	766,780	434,520
当期変動額合計	849,008	434,520
当期末残高	487,238	52,717
自己株式		
前期末残高	46,876	46,876
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	46,876	46,876

	前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	1,829,587	980,578
当期変動額		
剰余金の配当	82,228	-
当期純利益又は当期純損失( )	766,780	434,520
当期変動額合計	849,008	434,520
当期末残高	980,578	1,415,099
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	20	110
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	130	410
当期変動額合計	130	410
当期末残高	110	299
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	20	110
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	130	410
当期変動額合計	130	410
当期末残高	110	299
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	4,582	4,942
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	359	3,665
当期変動額合計	359	3,665
当期末残高	4,942	8,607
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	1,834,149	985,631
当期変動額		
剰余金の配当	82,228	-
当期純利益又は当期純損失( )	766,780	434,520
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	490	3,255
当期変動額合計	848,518	437,776
当期末残高	985,631	1,423,407

[前へ](#) [次へ](#)

## (4) キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	647,921	437,220
減価償却費	235,702	61,365
株式報酬費用	503	3,845
ポイント引当金の増減額( は減少)	1,055	-
貸倒引当金の増減額( は減少)	44,259	449
受取利息及び受取配当金	109	176
支払利息	12,233	12,731
減損損失	485,963	47,253
事業整理損失	192,253	-
関係会社株式評価損	7,195	-
関係会社株式売却損益( は益)	-	1,500
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	11,050
固定資産除却損	214	8,545
新株予約権戻入益	144	180
売上債権の増減額( は増加)	204,824	164,515
たな卸資産の増減額( は増加)	15,353	27,254
仕入債務の増減額( は減少)	6,134	5,398
未払金の増減額( は減少)	74,064	7,741
未払費用の増減額( は減少)	65,347	22,637
未払消費税等の増減額( は減少)	-	31,297
未払法人税等(外形標準課税)の増減額( は減少)	6,720	1,860
その他の資産の増減額( は増加)	6,467	20,796
その他の負債の増減額( は減少)	9,909	1,992
小計	395,009	711,027
利息及び配当金の受取額	109	173
利息の支払額	13,923	11,809
法人税等の支払額	26,206	550
営業活動によるキャッシュ・フロー	354,988	698,841
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	28,148	1,474
無形固定資産の取得による支出	374,083	82,827
関係会社株式の売却による収入	-	16,500
投資有価証券の取得による支出	-	19,990
差入保証金の差入による支出	-	1,800
その他の収入	-	20
その他の支出	50	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	402,282	89,582
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	900,000	300,000
長期借入金の返済による支出	506,250	468,782
配当金の支払額	81,139	396
財務活動によるキャッシュ・フロー	312,610	169,178
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	440,081	
現金及び現金同等物の期首残高	794,511	
現金及び現金同等物の期末残高	1,234,592	

## (5) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

## (6) 重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)	当事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの</p>
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。</p> <p>(1) 商品 移動平均法</p> <p>(3) 貯蔵品 個別法</p>	<p>評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。</p> <p>(1) 商品 移動平均法</p> <p>(2) 仕掛品 個別法</p> <p>(3) 貯蔵品 同左</p>
3 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3年～15年 工具器具備品 5年～6年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(1年から5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
4 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
5 重要なヘッジ会計の方法	<p>(1)ヘッジ会計の方法 金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・借入金</p> <p>(3)ヘッジ方針 当社のデリバティブ取引は、金利変動リスクを回避することが目的であり、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>(4)ヘッジ有効性の評価 特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(1)ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3)ヘッジ方針 同左</p> <p>(4)ヘッジ有効性の評価 同左</p>
6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左
7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。</p>	同左

[前へ](#) [次へ](#)

## (7) 重要な会計方針の変更

## 会計処理の変更

前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
	(資産除去債務に関する会計基準等) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益がそれぞれ2,559千円減少し、税引前当期純利益が13,610千円減少しております。

## 表示方法の変更

前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
	(損益計算書) 前事業年度において区分掲記しておりました「為替差損」(当事業年度16千円)については、金額が僅少なため、当事業年度は営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

## (8) 財務諸表に関する注記事項

## (貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年 5月31日)	当事業年度 (平成23年 5月31日)
1 関係会社に対するものは、次のとおりであります。  未払金 6,300千円	
	2 資金決済に関する法律に基づく発行保証金として、投資有価証券19,954千円を供託しております。

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
1 関係会社との取引に係るものが、次のとおり含まれております。  研究開発費 10,000千円 業務受託料収入 720千円	1 関係会社との取引に係るものが、次のとおり含まれております。  業務受託料収入 720千円
2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。 工具、器具及び備品 214千円 計 214千円	2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。 工具、器具及び備品 81千円 ソフトウェア 8,464千円 計 8,545千円

前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)				当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)							
3 当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。				3 当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。							
(減損損失の金額) (単位:千円)				(減損損失の金額) (単位:千円)							
用途	場所	種類	金額	用途	場所	種類	金額				
オンライン ゲーム 運営関連設備等	東京都 新宿区	工具、器具及び備品	3,293	オンライン ゲーム 運営関連設備等	東京都 新宿区	工具、器具及び備品	329				
		商標権	145			商標権	392				
		ソフトウェア	14,199			ソフトウェア	6,531				
		ソフトウェア	343,801			ソフトウェア	40,000				
		仮勘定				仮勘定					
小計			361,439	合計			47,253				
コンテンツ 運営関連設備等	東京都 新宿区	工具、器具及び備品	2,804	<p>当社は、主として事業の区分に従い資産のグルーピングを行っておりますが、ソーシャルメディア・アプリ事業、オンライン事業及びインフォメーションプロバイダー事業で使用している固定資産についてはコンテンツ又はゲーム毎に一つの資産グループとしております。</p> <p>オンライン事業のうち、開発等の中止の意思決定が行われたゲームに関連する資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額40,000千円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>また、オンライン事業のうち、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるコンテンツについては、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額7,253千円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、零として評価しております。</p>							
		商標権	1,820								
		ソフトウェア	36,657								
		ソフトウェア	83,242								
		仮勘定									
小計			124,524								
合計			485,963								
<p>当社は、主として事業の区分に従い資産のグルーピングを行っておりますが、オンライン事業及びインフォメーションプロバイダー事業で使用している固定資産についてはコンテンツ又はゲーム毎に一つの資産グループとしております。</p> <p>オンライン事業のうち、開発等の中止の意思決定が行われたゲームに関連する資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額361,439千円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>また、インフォメーションプロバイダー事業のうち、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるコンテンツについては、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額124,524千円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、零として評価しております。</p>											
4 事業整理損は、ゲーム開発事業におけるアミューズメント施設向け業務用ゲーム機の直接販売事業の廃止決定による費用163,878千円及びコマース事業の一部譲渡ならびに事業の廃止に伴う費用28,375千円によるものであります。								4 事業整理損は、前事業年度に廃止した事業に係わる当事業年度に発生した追加費用であります。			

[前へ](#) [次へ](#)



(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,027			21,027

## 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	470			470

## 3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
第2回新株予約権	普通株式	30	-	-	30	15
第4回ストックオプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	1,800
第5回ストックオプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	1,080
第6回ストックオプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	1,147
第7回ストックオプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	620
第10回ストックオプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	90
第11回ストックオプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	190
合計		30	-	-	30	4,942

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2 第4回、第5回、第6回、第7回、第10回、第11回新株予約権は、ストックオプションによる新株予約権であります。

3 第6回、第7回、第10回、第11回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年8月27日 定時株主総会	普通株式	82,228千円	4,000円	平成21年5月31日	平成21年8月28日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年6月1日至平成23年5月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,027			21,027

## 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	470			470

## 3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高 （千円）
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
第2回新株予約権	普通株式	30	-	-	30	15
第4回ストックオプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	1,800
第5回ストックオプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	1,044
第6回ストックオプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	1,332
第7回ストックオプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	496
第10回ストックオプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	630
第11回ストックオプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	1330
第12回ストックオプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	296
第13回ストックオプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	632
第14回ストックオプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	332
第15回ストックオプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	700
合計		30	-	-	30	8,607

（注）1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2 第4回、第5回、第6回、第7回、第10回、第11回、第12回、第13回、第14回、第15回新株予約権は、ストックオプションによる新株予約権であります。

3 第10回、第11回、第12回、第13回、第14回、第15回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

## 4．配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年 5月31日現在)	1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年 5月31日現在)
現金及び預金 794,511千円	現金及び預金 1,234,592千円
現金及び現金同等物 794,511千円	現金及び現金同等物 1,234,592千円

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
リース取引の重要性がないため、注記を省略しております。	同左

[前へ](#) [次へ](#)

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社債権管理規程に従い取引先ごとの残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を四半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

長期借入金は、主に開発に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年5月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

当事業年度(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	794,511	794,511	
(2) 売掛金	561,065		
貸倒引当金(*2)	56,010		
	505,055	505,055	
(3) 未収入金	233,920	233,920	
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	676	676	
資産計	1,534,163	1,534,163	
(5) 長期借入金(*3)	(624,900)	(625,255)	355
負債計	(624,900)	(625,255)	355
(6) デリバティブ取引			

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(\*3) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

売掛金については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」に記載のとおりであります。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(6) デリバティブ取引参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(5)参照)。

(注2) 関係会社株式(貸借対照表計上額22,804千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位: 千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	794,317			
売掛金	382,459	178,606		
未収入金	233,920			

(注4) 長期借入金の決算日後の償還予定額

(単位: 千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	403,000	190,500	31,400			

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当事業年度(自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社債権管理規程に従い取引先ごとの残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を四半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、資金決済に関する法律の施行に伴い当社が供託するために購入した日本国債及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

長期借入金は、主に開発に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年 5月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度(自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	1,234,592	1,234,592	
(2) 売掛金	400,459		
貸倒引当金(*2)	55,560		
	344,899	344,899	
(3) 未収入金	268,545	268,545	
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	20,169	20,169	
資産計	1,868,207	1,868,207	
(5) 長期借入金(*3)	(456,118)	(456,002)	115
負債計	(456,118)	(456,002)	115
(6) デリバティブ取引			

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(\*3) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

売掛金については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式、債券ともに取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」に記載のとおりであります。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(6) デリバティブ取引参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載してあります(上記(5)参照)。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,234,021			
売掛金	245,471	154,988		
未収入金	268,545			
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの		20,000		

(注3) 長期借入金の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	290,964	165,154				

[前へ](#) [次へ](#)



## (有価証券関係)

前事業年度(平成22年5月31日)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

関連会社株式（貸借対照表計上額22,804千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

	種類	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	676	490	186
	(2)債券			
	(3)その他			
	小計	676	490	186
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他			
	小計			
合計		676	490	186

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、個別の銘柄毎に当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当事業年度(平成23年5月31日)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

関連会社株式（貸借対照表計上額7,804千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

	種類	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他			
	小計			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1)株式	215	490	274
	(2)債券	19,954	19,979	25
	(3)その他			
	小計	20,169	20,469	299
合計		20,169	20,482	299

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、個別の銘柄毎に当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

## (デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

ヘッジ会計が適用されていないもの：該当事項はありません。

ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	当事業年度 (平成22年5月31日)		時価
			契約額等	うち1年超	
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	237,400	134,400	(*)

(\*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

ヘッジ会計が適用されていないもの：該当事項はありません。

ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	当事業年度 (平成23年5月31日)		時価
			契約額等	うち1年超	
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	134,400	31,400	(*)

(\*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

## (退職給付関係)

前事業年度(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

該当事項はありません。

## (持分法損益等)

前事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)		当事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)	
1.	関連会社に関する事項 関連会社に対する投資の金額 22,804千円 持分法を適用した場合の投資の金額 13,929千円 持分法を適用した場合の投資利益 2,456千円	1.	関連会社に関する事項 関連会社に対する投資の金額 7,804千円 持分法を適用した場合の投資の金額 7,201千円 持分法を適用した場合の投資利益 602千円
2.	開示対象特別目的会社に関する事項 当社は、開示対象特別目的会社を有しておりませ ん。	2.	開示対象特別目的会社に関する事項 当社は、開示対象特別目的会社を有しておりませ ん。

[前へ](#) [次へ](#)

## (ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

## ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) 当該事業年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用	503千円
特別利益の新株予約権戻入益	144千円

## (2) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成18年9月27日	平成19年10月17日	平成20年9月10日	平成22年3月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 22名	当社取締役 2名 当社従業員 30名	当社取締役 2名 当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社従業員 5名
株式の種類及び付与数	普通株式 712株	普通株式 382株	普通株式 300株	普通株式 310株
付与日	平成18年10月18日	平成19年11月1日	平成20年10月1日	平成22年4月1日
権利確定条件	付与日(平成18年10月18日)以降、権利確定日(平成21年8月31日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成19年11月1日)以降、権利確定日(平成22年9月30日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成20年10月1日)以降、権利確定日(平成23年9月30日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成22年4月1日)以降、権利確定日(平成25年3月31日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成18年10月18日 ~ 平成21年8月31日	平成19年11月1日 ~ 平成22年9月30日	平成20年10月1日 ~ 平成23年9月30日	平成22年4月1日 ~ 平成25年3月31日
権利行使期間	平成21年9月1日 ~ 平成25年8月31日	平成22年10月1日 ~ 平成26年9月30日	平成23年10月1日 ~ 平成27年9月30日	平成25年4月1日 ~ 平成29年3月31日

## (3) スtock・オプションの規模及びその変動状況

## ストック・オプションの数

(単位:株)

決議年月日	平成18年9月27日	平成19年10月17日	平成20年9月10日	平成22年3月10日
権利確定前				
期首	261	280	300	
付与				310
失効		63	300	
権利確定	261			
未確定残		217		310
権利確定後				
期首				
権利確定	261			
権利行使				
失効	12			
未行使残	249			

## 単価情報

（単位：円）

決議年月日	平成18年9月27日	平成19年10月17日	平成20年9月10日	平成22年3月10日
権利行使価格	282,293	82,248	127,055	148,000
行使時平均株価				
付与日における 公正な評価単価	6,975	8,311	5,148	16,374

## (4) 当事業年度に付与された自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

使用した算定技法

ブラック・ショールズ方式

使用した主な基礎数値及びその見積方法

(イ) 株価変動性 11.0%

平成17年4月4日から平成22年3月29日の株価実績に基づき算定

(ロ) 予想残存期間 5.0年

十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

(ハ) 予想配当 0円

平成22年5月期の配当予想による

(ニ) 無リスク利率 0.52%

予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度（自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日）

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 当該事業年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 3,845千円

特別利益の新株予約権戻入益 180千円

(2) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成18年 9月27日	平成19年10月17日	平成22年 3月10日	平成22年 9月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 22名	当社取締役 2名 当社従業員 30名	当社取締役 1名 当社従業員 5名	当社取締役 1名 当社従業員 6名
株式の種類及び付与数	普通株式 712株	普通株式 382株	普通株式 310株	普通株式 205株
付与日	平成18年10月18日	平成19年11月 1日	平成22年 4月 1日	平成22年10月 1日
権利確定条件	付与日（平成18年10月18日）以降、権利確定日（平成21年 8月31日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成19年11月 1日）以降、権利確定日（平成22年 9月30日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成22年 4月 1日）以降、権利確定日（平成25年 3月31日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成22年10月 1日）以降、権利確定日（平成25年 9月30日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成18年10月18日 ～ 平成21年 8月31日	平成19年11月 1日 ～ 平成22年 9月30日	平成22年 4月 1日 ～ 平成25年 3月31日	平成22年10月 1日 ～ 平成25年 9月30日
権利行使期間	平成21年 9月 1日 ～ 平成25年 8月31日	平成22年10月 1日 ～ 平成26年 9月30日	平成25年 4月 1日 ～ 平成29年 3月31日	平成25年10月 1日 ～ 平成29年 9月30日

決議年月日	平成23年 1月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 310株
付与日	平成23年 2月 1日
権利確定条件	付与日（平成23年 2月 1日）以降、権利確定日（平成26年 1月31日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成23年 2月 1日 ～ 平成26年 1月31日
権利行使期間	平成26年 2月 1日 ～ 平成30年 1月31日

## (3) ストック・オプションの規模及びその変動状況

## ストック・オプションの数

(単位:株)

決議年月日	平成18年9月27日	平成19年10月17日	平成22年3月10日	平成22年9月15日
権利確定前				
期首		217	310	
付与				205
失効		10		20
権利確定		207		
未確定残			310	185
権利確定後				
期首	249			
権利確定		207		
権利行使				
失効	6	15		
未行使残	243	192		

決議年月日	平成23年1月14日
権利確定前	
期首	
付与	310
失効	
権利確定	
未確定残	310
権利確定後	
期首	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

## 単価情報

(単位:円)

決議年月日	平成18年9月27日	平成19年10月17日	平成22年3月10日	平成22年9月15日
権利行使価格	282,293	82,248	148,000	208,000
行使時平均株価				
付与日における公正な評価単価	6,975	8,311	16,374	22,789

決議年月日	平成23年1月14日
権利行使価格	257,900
行使時平均株価	
付与日における公正な評価単価	30,001

(4) 当事業年度に付与された自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

平成22年9月15日取締役会決議分

使用した算定技法

ブラック・ショールズ方式

使用した主な基礎数値及びその見積方法

(イ) 株価変動性 11.66%

平成17年10月3日から平成22年9月27日の株価実績に基づき算定

(ロ) 予想残存期間 5.0年

十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

(ハ) 予想配当 0円

平成23年5月期の配当予想による

(ニ) 無リスク利率 0.25%

予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

平成23年1月14日取締役会決議分

使用した算定技法

ブラック・ショールズ方式

使用した主な基礎数値及びその見積方法

(イ) 株価変動性 11.74%

平成18年2月6日から平成23年1月31日の株価実績に基づき算定

(ロ) 予想残存期間 5.0年

十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

(ハ) 予想配当 0円

平成23年5月期の配当予想による

(ニ) 無リスク利率 0.51%

予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年5月31日)	当事業年度 (平成23年5月31日)																																																						
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)</p> <table> <tr><td>減損損失</td><td>165,473千円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア評価損</td><td>97,289千円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア減価償却費</td><td>58,661千円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>52,732千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td>17,083千円</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>8,936千円</td></tr> <tr><td>事業整理損</td><td>7,647千円</td></tr> <tr><td>商品評価損</td><td>3,742千円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>1,436千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>7,601千円</td></tr> <tr><td>小計</td><td>420,599千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>420,599千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td></td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>89千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>89千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td>89千円</td></tr> </table>	減損損失	165,473千円	ソフトウェア評価損	97,289千円	ソフトウェア減価償却費	58,661千円	繰越欠損金	52,732千円	貸倒引当金	17,083千円	研究開発費	8,936千円	事業整理損	7,647千円	商品評価損	3,742千円	未払事業税	1,436千円	その他	7,601千円	小計	420,599千円	評価性引当額	420,599千円	繰延税金資産合計		その他有価証券評価差額金	89千円	繰延税金負債合計	89千円	繰延税金負債の純額	89千円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)</p> <table> <tr><td>ソフトウェア減価償却費</td><td>71,549千円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>61,261千円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>55,373千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td>18,399千円</td></tr> <tr><td>商品評価損</td><td>10,641千円</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>3,024千円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>1,423千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>14,804千円</td></tr> <tr><td>小計</td><td>236,478千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>236,478千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td></td></tr> </table>	ソフトウェア減価償却費	71,549千円	繰越欠損金	61,261千円	減損損失	55,373千円	貸倒引当金	18,399千円	商品評価損	10,641千円	研究開発費	3,024千円	未払事業税	1,423千円	その他	14,804千円	小計	236,478千円	評価性引当額	236,478千円	繰延税金資産合計	
減損損失	165,473千円																																																						
ソフトウェア評価損	97,289千円																																																						
ソフトウェア減価償却費	58,661千円																																																						
繰越欠損金	52,732千円																																																						
貸倒引当金	17,083千円																																																						
研究開発費	8,936千円																																																						
事業整理損	7,647千円																																																						
商品評価損	3,742千円																																																						
未払事業税	1,436千円																																																						
その他	7,601千円																																																						
小計	420,599千円																																																						
評価性引当額	420,599千円																																																						
繰延税金資産合計																																																							
その他有価証券評価差額金	89千円																																																						
繰延税金負債合計	89千円																																																						
繰延税金負債の純額	89千円																																																						
ソフトウェア減価償却費	71,549千円																																																						
繰越欠損金	61,261千円																																																						
減損損失	55,373千円																																																						
貸倒引当金	18,399千円																																																						
商品評価損	10,641千円																																																						
研究開発費	3,024千円																																																						
未払事業税	1,423千円																																																						
その他	14,804千円																																																						
小計	236,478千円																																																						
評価性引当額	236,478千円																																																						
繰延税金資産合計																																																							
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失のため記載していません。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table> <tr><td>法定実効税率</td><td>40.6%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金算入されない項目</td><td>0.9%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>ソフトウェア関連減損額認容</td><td>50.0%</td></tr> <tr><td>評価性引当金増減</td><td>8.0%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.5%</td></tr> <tr><td>税効果適用後の法人税等の負担率</td><td>0.6%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.6%	(調整)		交際費等永久に損金算入されない項目	0.9%	住民税均等割	0.6%	ソフトウェア関連減損額認容	50.0%	評価性引当金増減	8.0%	その他	0.5%	税効果適用後の法人税等の負担率	0.6%																																						
法定実効税率	40.6%																																																						
(調整)																																																							
交際費等永久に損金算入されない項目	0.9%																																																						
住民税均等割	0.6%																																																						
ソフトウェア関連減損額認容	50.0%																																																						
評価性引当金増減	8.0%																																																						
その他	0.5%																																																						
税効果適用後の法人税等の負担率	0.6%																																																						

## (企業結合等関係)

前事業年度（自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日）

該当事項はありません。

## (賃貸等不動産関係)

前事業年度（自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日）

該当事項はありません。



(セグメント情報等)

(セグメント情報)

## 1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、携帯SNS向けソーシャルゲーム、携帯公式コンテンツ、PCオンラインゲーム、コンシューマー向けゲーム及びアーケードゲームを開発、販売、提供しており、提供するサービスの種類ごとに、各事業部門に分かれて事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業部門を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「ソーシャルメディア・アプリ事業」「インフォメーションプロバイダー事業」「オンライン事業」「ゲーム開発事業」の4報告セグメントに分類しております。

各セグメントに属するサービスの種類は、以下の通りであります。

報告セグメント	事業の内容
ソーシャルメディア・アプリ事業	ソーシャルゲーム、ソーシャルアプリ、iPhone向けアプリの提供
インフォメーションプロバイダー事業	携帯キャリア公式コンテンツの提供
オンライン事業	主にPC上でのオンラインゲームの提供
ゲーム開発事業	コンシューマー向けゲームソフト及びアミューズメント施設向け業務用ゲーム機の開発販売、キャラクターグッズの販売等

## 2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

## 3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

(単位:千円)

	ソーシャル メディア・ アプリ事業	インフォメー ションプロバ イダー事業	オンライン 事業	ゲーム開発 事業	その他 (注)1	調整額 (注)2	財務諸表計 上額 (注)3
売上高							
外部顧客への売上高	114,830	686,739	1,009,835	561,024	164,585		2,537,015
セグメント間の内部売上 高 又は振替高							
計	114,830	686,739	1,009,835	561,024	164,585		2,537,015
セグメント利益又はセグ メント損失( )	36,772	114,216	199,030	128,445	17,800	419,038	41,626
セグメント資産	48,337	186,159	270,678	376,594	40,853	959,408	1,882,032
その他の項目							
減価償却費	702	37,279	138,448	37,913	5,810	15,548	235,702
減損損失		124,524	361,439				485,963
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	13,199	60,128	302,837	26,771	57,917	4,668	465,523

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コマース事業及び新規事業開発に係る開発研究費であります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又はセグメント損失( )の調整額 419,038千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に管理部門に係る人件費および経費であります。

(2) セグメント資産の調整額959,408千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金であります。

(3) 減価償却費の調整額15,548千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額4,668千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

3. セグメント利益又はセグメント損失( )は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当事業年度(自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)

(単位:千円)

	ソーシャル メディア・ アプリ事業	インフォメー ションプロバ イダー事業	オンライン 事業	ゲーム開発 事業	その他 (注)1	調整額 (注)2	財務諸表計 上額 (注)3
売上高							
外部顧客への売上高	1,166,974	542,252	911,308	435,760			3,056,296
セグメント間の内部売上 高 又は振替高							
計	1,166,974	542,252	911,308	435,760			3,056,296
セグメント利益又はセグ メント損失( )	363,958	219,174	223,612	125,581	16,165	394,626	521,534
セグメント資産	211,906	130,116	160,391	282,785		1,391,999	2,177,199
その他の項目							
減価償却費	9,093	5,672	28,324	3,384		12,330	58,805
減損損失			47,253				47,253
有形固定資産及び 無 形固定資産の増加額	119,225	1,035	42,868			1,467	164,598

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規事業開発に係る開発研究費であります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又はセグメント損失( )の調整額 394,626千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に管理部門に係る人件費および経費であります。
- (2) セグメント資産の調整額1,391,999千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金であります。
- (3) 減価償却費の調整額12,330千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,467千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

3. セグメント利益又はセグメント損失( )は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

#### (追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

## 関連情報

当事業年度(自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)

### 1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

### 2 地域ごとの情報

#### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
グリー株式会社	681,012千円	ソーシャルメディア・アプリ事業
株式会社ディー・エヌ・エー	425,571千円	ソーシャルメディア・アプリ事業
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	358,905千円	インフォメーションプロバイダー事業

#### 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当事業年度(自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

#### 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当事業年度(自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)

該当事項はありません。

#### 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当事業年度(自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)

該当事項はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自平成21年6月1日 至平成22年5月31日)		当事業年度 (自平成22年6月1日 至平成23年5月31日)	
1株当たり純資産額	47,705円86銭	1株当たり純資産額	68,823円27銭
1株当たり当期純損失	37,300円22銭	1株当たり当期純利益	21,137円37銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	20,913円56銭

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自平成21年6月1日 至平成22年5月31日)	当事業年度 (自平成22年6月1日 至平成23年5月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失( )		
当期純利益又は当期純損失( )(千円)	766,780	434,520
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失( )(千円)	766,780	434,520
普通株式の期中平均株式数(株)	20,557	20,557
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株)		
普通株式増加数(株)		233
(うち新株予約権)(株)	( )	(233)

## (重要な後発事象)

前事業年度(自平成20年6月1日至平成21年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年6月1日至平成22年5月31日)

該当事項はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

## 5 . その他

### (1) 役員の異動

役員の異動に関しましては、本日開示の「代表取締役、役員の異動および新経営体制に関するお知らせ」をご覧ください。

### (2) その他

該当事項はありません。

[前へ](#)

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日	平成22年 8月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第17期第 3 四 半期)	自 平成22年12月 1日 至 平成23年 2月28日	平成23年 4月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 8月26日

株式会社ケイブ  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東田 夏記

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新田 誠

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケイブの平成20年6月1日から平成21年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケイブ及び連結子会社の平成21年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。



#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ケイブの平成21年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ケイブが平成21年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年 8月26日

株式会社ケイブ  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東田 夏記

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新田 誠

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケイブの平成20年6月1日から平成21年5月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケイブの平成21年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 8月25日

株式会社ケイブ  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東田夏記

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 唯根欣三

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケイブの平成21年6月1日から平成22年5月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケイブの平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ケイブの平成22年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ケイブが平成22年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年4月13日

株式会社 ケイブ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東 田 夏 記 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 唯 根 欣 三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケイブの平成21年6月1日から平成22年5月31日までの第16期事業年度の第3四半期会計期間(平成21年12月1日から平成22年2月28日まで)及び第3四半期累計期間(平成21年6月1日から平成22年2月28日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ケイブの平成22年2月28日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年4月13日

株式会社 ケイブ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東 田 夏 記 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 唯 根 欣 三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケイブの平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第17期事業年度の第3四半期会計期間(平成22年12月1日から平成23年2月28日まで)及び第3四半期累計期間(平成22年6月1日から平成23年2月28日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ケイブの平成23年2月28日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。